



本日 第2150回 2015年5月1日(金) No. 2036

本日のプログラム Today's Program

卓話担当者:例会運営委員会

点 鐘

担当者:西尾 輝久例会運営委員長

ロータリーソング「君が代」・「事仕の理想」 演 題:「例会運営について」

前 回 第2149回 2015年4月24日(金) 記 録

○斉 唱:「四つのテスト」

出席者: 会員24名中19名出席 出席率79.16%
前々回補正出席率 4月10日分100%

会長あいさつ

古橋 裕志

今年の「春の家族会」は式年遷宮から二年目を迎える伊勢神宮を訪れました。伊勢神宮の正式な名前は「神宮」です。日本の神社の数は8万社を超し、天照大御神は5千社以上あり、伊勢神宮はこれらの本宮となります。



伊勢神宮の始まりは第十一代垂仁天皇の命で、倭姫命が伊賀、近江、美濃などを巡り、伊勢の五十鈴川のほとりに天照大御神の宮を造営したのが始まりです。

国の始まりは、造化三神の出現で多くの神々が生まれ最後に伊佐那岐命、伊佐那美命という男女の神が生まれ、伊佐那岐命が禊祓いをして最後に左目を洗い流すと天照大御神が誕生、右目を洗いますと月読命、鼻を洗いますと須佐之男命が生まれ、天照大御神には、神々が住む高天原、月読命には、夜の世界、須佐之男命には海原の世界を治める事を伊佐那岐命より命じられました。その後、天の岩屋戸の件で、須佐之

男命は追放され、八咫犬蛇退治で三種の神器の一つ草薙剣が出現。

なお、須佐之男命の子どもは、大国主神です。天照大御神は日本書紀の中では最も尊い神として描かれ、天を照らす、明るい光で人々を照らし、世の中の災を防ぎ秩序を保つ神として祀られ、すべての神の祖であります。

天孫降臨とは、天照大御神の孫、邇邇藝命(ニニギノミコト)に三種の神器を授け天界である高天原(神々の世界)から天下り一代目邇邇藝命その子どもが二代目で、山幸彦、四代目が初代天皇となる神武天皇です。現在の天皇は百二十五代目となり、皇室と伊勢神宮は深いかわりをもっている訳です。

また、外宮(豊受大神宮)には豊受大御神を祀っており、豊受大御神の朝夕の食事をお供え、召し上がる場所です。

幹事報告

- ・4/24 尾張旭市地域活動連絡協議会 総会 於中央公民館 古橋裕志会長出席。
- ・次回の会合: 第14回現・次期理事役員会
- ・例会変更のお知らせ: 掲示板をご覧ください。

ニコボックス

○結婚記念日を祝っていただき。小柳 和之君

私の心に残るロータリー体験を語る月間

	5月 8日(金)	5月15日(金)	5月22日(金)	5月29日(金)
例会予定	卓話担当者: 菊田 利昭 青少年奉仕委員会 卓話者: 旭野高等学校 校長 大内田 昇様 演題: 「ツーロック贈呈と学校紹介」	卓話担当者: 加藤 勇夫君 卓話者: 〃 演題: 「よもやま話」	早朝例会 於萬安山 良福寺 AM7:00	卓話担当者: 小柳 和之君 卓話者: 〃 演題: 「雑 話」

○本日は卓話をさせていただきます。

舟橋 龍秀君

○舟橋君の卓話を楽しみにしています。心が迷うと、こまるのですが？

箕輪 良孝君

○先日の春の家族会の参加者の皆さま、心身共、のんびりと一日過ごせたと思います。次回はより多くの人たちの参加を期待します。

古橋 裕志君

○春の家族会、行って参りました。いつもの事ですが、親睦活動委員長、多少めいてい気味、皆さんにご迷惑をおかけしました。ありがとうございました。

加藤 清久君

○飯田さん、高島さん記念写真をありがとうございました。

古橋 裕志君

○春の家族会では、何かとお世話になりました。特に会長には特別なご配慮をいただきありがとうございました。

飯田 幸雄君

○家族旅行お疲れ様でした。とても楽しかったです。

菊田 利昭君

○春の家族会のお土産をありがとうございました。

福岡 健君、古橋エツ子君、森井 晴生君

○しばらくごぶたさして、すみませんでした。今日、久しぶりに落ち着いて昼食が食べれます。幸せです。

仲澤 昌容君

○先日、親睦例会には休みまして申し訳ありませんでした。出席者が少なかったようですが、楽しめましたでしょうか？

西尾 輝久君

○金沢の寿司ざんまいに行ってきました。マグロとノログロがうまかったです。

江尻 豪君

○次期役員会の残金をニコボックスにいただきました。ありがとうございました。

ニコボックス委員会

卓 話

「精神障害者はなぜ罰せられないことがあるのか」

舟橋 龍秀

ある行為が、犯罪という処罰の対象となるためには、いくつかの越えなければならないハードルがあります。司法では、「犯罪とは、構成要件に該当し違法で有責な行為である」と定義されています。構成要件とは、例えて言えば、居酒屋のメニューで、そこには、「こういうことをするとこういう刑罰が科せられます」と書いてあります。従って、そこに書いていない行為は犯罪を構成しません。こうした謂わばメニューに載っている行為は原則違法ですが、例えば、外科医が手術をする行為は医療行為であり、一定のルールに従っていればそれは傷害罪にはなりません。最後にその行為をした人が刑罰を受けるには刑罰を受けるに値する責任を負うことができる必要があります。これが責任能力と言われるものです。従って、この三つの条件が満たされて初めてその行為が犯罪となるわけです。

さて、責任能力とは何でしょうか。それは、善悪の判断をする能力（弁識能力）とその能力に従って自分の行動をコントロールする能力

（制御能力）から成り立っています。そして、その2つの能力が全く失われている状態を心神喪失状態、ゼロではないものの著しく障害されている状態を心神耗弱状態と言います。刑法第39条には、心神喪失者の行為はこれを罰しない。心神耗弱者の行為はその刑を減輕する」と定められています。そこで、精神障害者が犯罪に当たった行為をした場合、まさにその行為の時点で心神喪失か心神耗弱の状態ではなかったかということが大きな問題になります。それを決めるのは裁判所の役割ですが、われわれ精神科医は裁判所が、その行為者に責任能力があるかどうかを判断するための専門家としての意見を述べるすることができます。それが精神鑑定という作業です。そこで、私達精神科医は、面接したり身体的な検査をしたりして、精神的な病気があるかを見極め、もし精神障害があれば、それが行為にどのような影響を及ぼしたかを検討し、先の2つの能力が障害を受けていたかどうかを評価します。だから、精神障害をもった人のすべてが、心神喪失や心神耗弱と判定され、刑罰を免れるわけでは決してありません。多くの人は、責任能力に問題なしとされて相応の刑罰を受けることになるのです。

ロータリーの卓話にしては少々堅苦しいお話をして申し訳ありませんでした。しかし、裁判員裁判の時代、いつ皆さんが裁判員に選ばれるか分かりません。そして、その時の事件の争点が、責任能力の問題である場合がないとも限りません。その時、今日の卓話が少しでもお役にたてば幸いです。

次年度からの月間が変わります

国際ロータリー理事会は、2014年10月開催の第2回会合で、ロータリーの特別月間を、重点分野を強調するものに変更しました。2015年7月からの特別月間は、次の通りです。

- 8月：会員増強・拡大月間
- 9月：基本的教育と識字率向上月間
- 10月：経済と地域社会の発展月間
- 11月：ロータリー財団月間
- 12月：疾病予防と治療月間
- 1月：職業奉仕月間
- 2月：平和と紛争予防／紛争解決月間
- 3月：水と衛生月間
- 4月：母子の健康月間
- 5月：青少年奉仕月間
- 6月：ロータリー親睦活動月間

なお、10月のもう一つの特別月間「米山月間」は、日本独自に設定しているため、従来通りで変更はありません。

